

# 騒音規制法・振動規制法による 特定建設作業実施届出の手引き

建設作業等のうち、著しい騒音・振動が発生する作業は、騒音規制法・振動規制法・和歌山県公害防止条例により特定建設作業として町役場へ作業の7日前までに、施工者が届出する義務が定められています。

1. 届出対象機械一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～2
2. 特定建設作業実施届出上の注意点・・・・・・・・・・・・・・・・P2
3. 届出に必要な書類
  - (1) 特定建設作業実施届出書・・・・・・・・・・・・・・・・P3
  - (2) 確約書・・・・・・・・・・・・・・・・P4
  - (3) 工程表・・・・・・・・・・・・・・・・P4
  - (4) 見取図・・・・・・・・・・・・・・・・P5
  - (5) 配置図・・・・・・・・・・・・・・・・P5
  - (6) 特定建設作業に使用する機械の諸元等・・・・・・・・P6
  - (7) 杭伏図・・・・・・・・・・・・・・・・P6
  - (8) その他・・・・・・・・・・・・・・・・P7
4. 特定建設作業に関する規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・P8
5. 指定建設作業に関する勧告基準（届出は不要）・・・・・・・・P8～9
6. 公害防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・P9～10

和歌山県西牟婁郡上富田町役場住民課住民・環境班

・特定建設作業の届出について

上富田町内において、騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例で定められた特定建設作業を伴う建設工事を実施する場合、同法及び同条例に基づく届出を行う必要があります。

届出が必要な作業は下記のとおりです。

※届出対象機械一覧

凡例      ◎ 該当する      - 該当しない

特定建設作業の種類	騒音 規制法	振動 規制法	和歌山県 公害防止条例		備考
			騒音	振動	
くい打機を使用する作業 もんけん	—	—	—	—	
圧入式	◎	—	◎	—	
アースオーガー併用	—	◎	—	◎	
その他(ハイロマン、ディゼルマン等)	◎	◎	◎	◎	
くい抜機を使用する作業 油圧式	◎	—	◎	—	
その他	◎	◎	◎	◎	
くい打くい抜機を使用する作業 圧入式	—	—	—	—	
その他	◎	◎	◎	◎	
びょう打機を使用する作業 リベッティングハンマ	◎	—	◎	—	
その他	—	—	—	—	
さく岩機を使用する作業 ブレーカー(手持ち式) (チップー)	◎	—	◎	—	一日における2地点間の移動距離が、50mを超える作業を除く。
その他ブレーカー(アイオン等)	◎	◎	◎	◎	
その他(レックドリル、ストパ、ドリフト)	◎	—	◎	—	
空気圧縮機を使用する作業 (電動機以外の原動機を使用し、 定格出力が15kW以上のもの)	◎	—	◎	—	
コンクリートプラントを設けて行う作業 (混練容量0.45m <sup>3</sup> 以上)	◎	—	◎	—	
アスファルトプラントを設けて行う作業 (混練容量200kg以上)	◎	—	◎	—	
鋼球による破壊作業	—	◎	—	◎	
舗装版破碎機を使用する作業	—	◎	—	◎	一日における2地点間の移動距離が、50mを超える作業は除く。
掘削機械を使用する作業 バックホウ (原動機の定格出力が80kW以上のもの) トラクターショベル (原動機の定格出力が70kW以上のもの) ブルドーザー (原動機の定格出力が40kW以上のもの)	◎	—	◎	—	環境大臣が指定したものを除く。※
規制基準(敷地境界線上)	85dB	75dB	85dB	75dB	

※一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型機械を除く。

国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html)

参照

## 特定建設作業実施届出上の注意点

### 1. 特定建設作業実施届出書について

#### 1) 様式について

・騒音規制法・振動規制法に関する内容については、騒音規制法施行規則、振動規制法施行規則に規定の様式第9（法第14条関係）

騒音・振動規制法については

・環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp>

和歌山県公害防止条例については

・和歌山県ホームページ

[https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki\\_honbun/k501RG00000398.html](https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/reiki_honbun/k501RG00000398.html)

を参照してください。

なお、上富田町では騒音規制法・振動規制法の様式をホームページに載せているため、ダウンロードしてご利用ください。

#### 2) 届出書類

下記の書類を作成いただき、番号順に編纂し、騒音規制法・振動規制法に係る届出については正副各2部ずつ提出してください。

(1) 特定建設作業実施届出書

(2) 確約書

(3) 工事工程表（全工事工程の概要を示したもので、届出対象機械使用日はマーカーで記入しているもの）

(4) 建設現場付近及び建設現場の見取り図（工事現場をマーカーで記入しているもの）

(5) 配置図

(6) 特定建設作業に使用する機械の諸元等

（カタログ等のコピー又は図面で対象機械の品番及び出力数がマーカーで明示されているもの）

#### 3) その他の注意事項

期間については天候等をご考慮いただき、余裕を持った日程で設定願います。やむを得ず期間延長を行う場合は、期間終了の7日前までに、前回提出した当課受付印を押印した届出書の控え、及び変更後の工程表2部、新たな届出書2部を作成し、提出してください。

なお、工事内容、作業の種類の変更、機種の変更についても、同様に届出書の控え、変更となった内容の書類を添付し、新たな届出書2部を作成し提出してください。

# 特定建設作業実施届出書

年 月 日

上 富 田 町 長 様

氏名又は名称及び住所  
届出 並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

電話番号

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)及び振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類				
特定建設作業の種類				
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様				
特定建設作業の場所				
特定建設作業の実施の期間	自 年 月 日			日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 時	至 時		時間
騒音又は振動の防止の方法				
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	電話番号			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号			
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

- 備考
- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
  - 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
  - ※印の欄には記載しないこと。
  - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

# 確 約 書

令和 年 月 日

上 富 田 町 長 様

氏名又は名称及び住所  
届出者 並びに法人にあっては  
その代表者の氏名  
電 話 番 号

## 記

今般当社にて施工します「工事」の施工にあたり、騒音規制法第14条第1項（第2項） 振動規制法第14条第1項（第2項）の規定により届出を致しますが、工事に関しましては事前に近隣の皆様のご理解を得て、万全を期して行いますことをお約束致します。万一近隣関係者から苦情等が出ました折には、責任をもって対処致しますことも併せてお約束致します。

氏名又は名称及び住所  
発注者 並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

氏名又は名称及び住所  
下請負人 並びに法人にあっては  
その代表者の氏名

### (3) 工程表

特定建設作業工程がわかるもの。

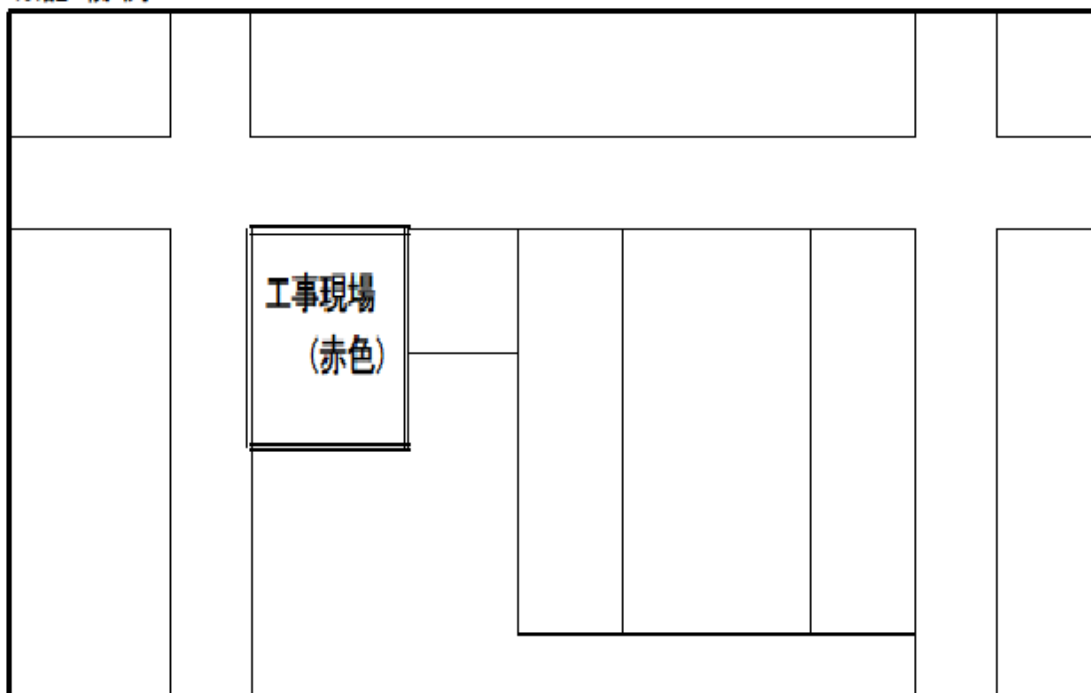
(届出対象機械使用期間をマーカー等で明示すること)

(工程が90日を超える場合は、月間工程表を提出すること)

[騒音規制法・振動規制法施行規則第10条第3項]

(4) 見取図  
工事現場をマーカーで図示する。

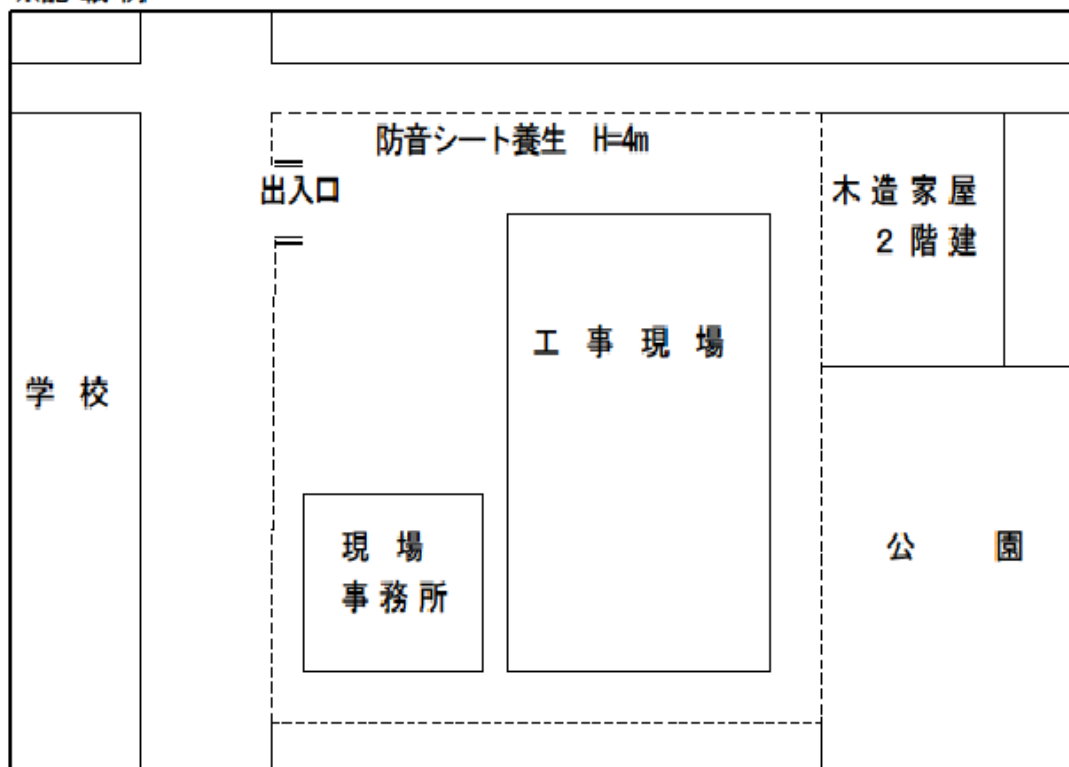
**※記載例**



[騒音規制法・振動規制法第14条第3項]

(5) 配置図  
シート養生・防音パネル設置の様子や隣接地の用途・建物の構造等を図示する。

**※記載例**



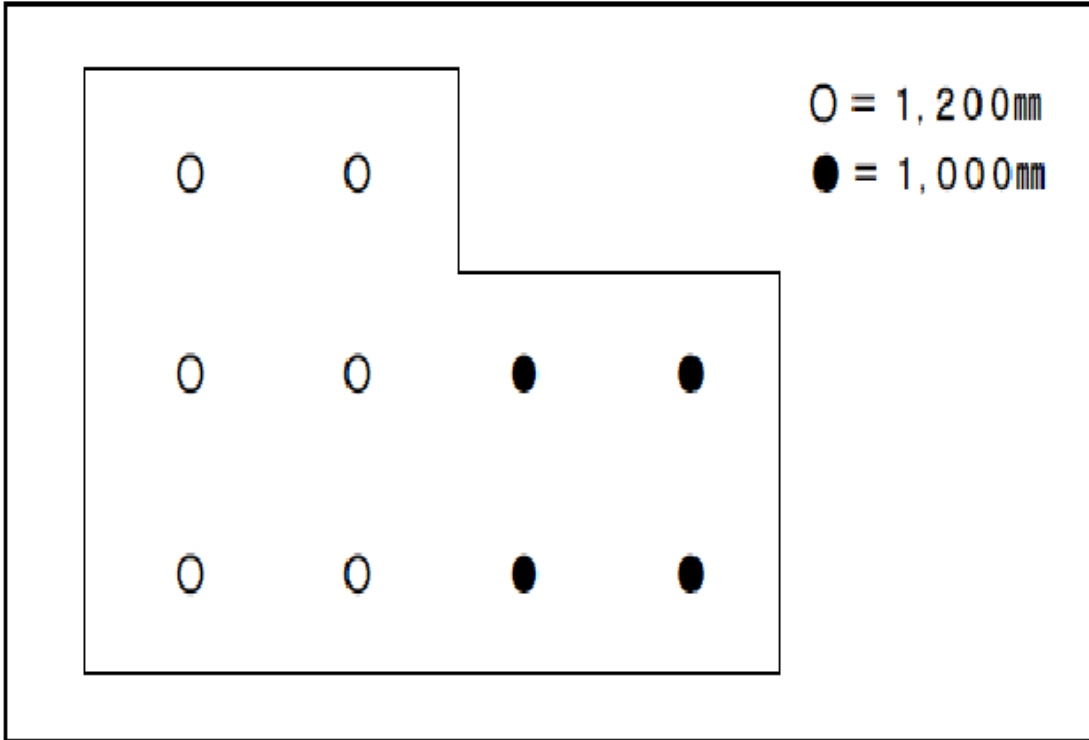
(6) 特定建設作業に使用する機械の諸元等

カタログ等のコピー又は図面で機種名が記載されているもの。

(対象機械の品番及び出力数をマーカーで明示すること)

(7) 杭伏図 (杭打・杭頭処理作業を行う場合は提出すること)

**※記載例**

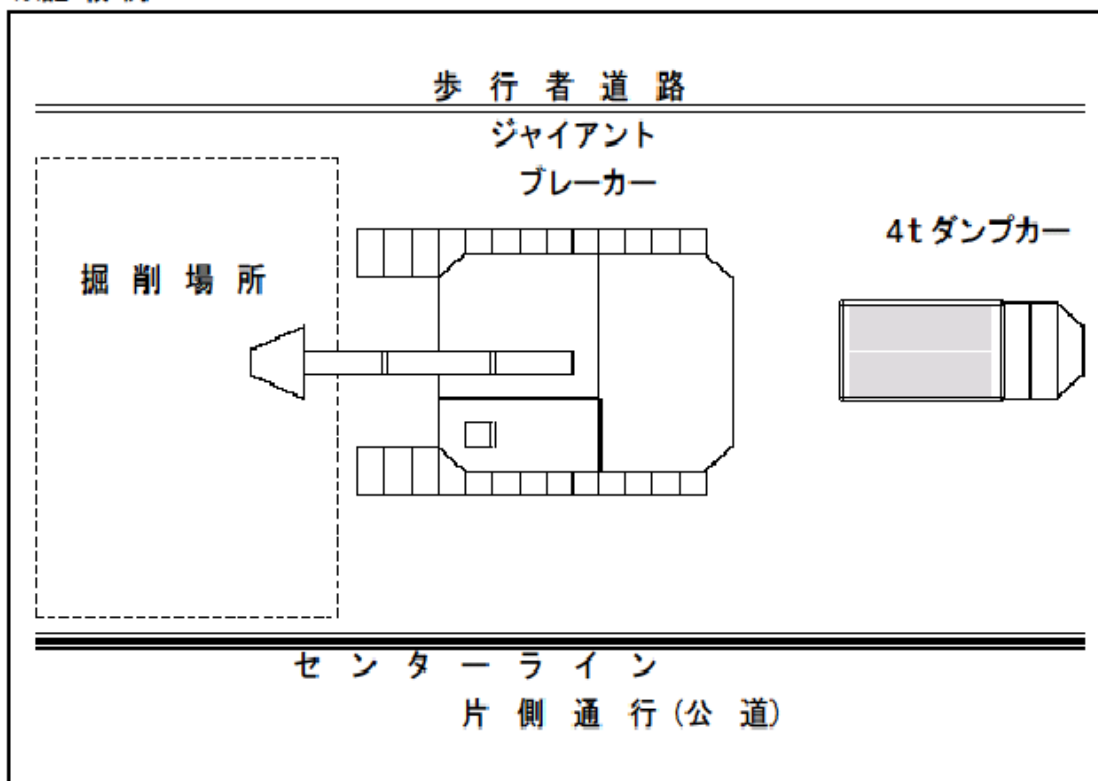


(8) その他

◎道路工事等では、施工方法図を提出すること。

◎夜間作業等がある場合は、道路使用許可書等の写しを提出すること。

※記載例





#### 4. 特定建設作業に関する規制基準

##### 1) 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制基準項目

- ①基準値(敷地境界騒音)・・・騒音：85dB 振動：75dB
- ②作業時間帯・・・・・・・・・・午前7時～午後7時
- ③1日の延べ作業時間・・・・・・・・10時間以内
- ④同一作業場所の作業期間・・・連続6日以内
- ⑤日曜・休日の作業・・・・・・・・禁止

##### 2) 適用除外作業

###### 適用除外項目

- ◎災害・非常事態による緊急作業・・・・・・・・・・②③④⑤
- ◎人の生命・身体の危険防止作業・・・・・・・・・・②③④⑤
- ◎鉄道の正常運行確保に必要な作業・・・・・・・・・・②⑤
- ◎道路法による占用許可条件が夜間、休日指定の場合・・・②⑤
- ◎道交法による使用許可条件が夜間、休日指定の場合・・・②⑤
- ◎変電所工事で休日に行う必要がある場合・・・・・・・・⑤

##### 3) 規制基準を越え、周辺の環境を著しく損なう場合

- ◎騒音・振動の防止方法の改善を勧告できる。
- ◎特定建設作業の作業時間の変更を勧告できる。

変更の勧告⇒届出の作業時間から4時間までの間

[騒音規制法・振動規制法第15条第1項]

[特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準]

[振動規制法施行規則第11条別表第1]

※規制基準以下でも苦情の原因になることがありますので、公害防止の方法(12頁)を参考に十分配慮して工事を行ってください。

※届出が遅れた場合や無届出で着工した場合、罰則が適用されることもありますので、ご注意ください。

[騒音規制法第30・31・32・33条]

[振動規制法第26・27・28・29条]

#### 5. 指定建設作業の勧告基準

##### 1) 指定建設作業の種類(抜粋)【届出は不要】

【1日当たり50m以上移動する作業は除く】

- ◎インパクトレンチを使用する作業(騒音)
- ◎コンクリートカッターを使用する作業(騒音)
- ◎ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ等の掘削機械を使用する作業(騒音・振動)

- ◎振動ローラー、振動プレート、振動ランマ等の締固め機械を使用する作業(騒音・振動)
- ◎コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業(騒音)

## 2) 勧告基準

- ①基準値(敷地境界)・・・騒音：80dB 振動：70dB (抜粋)
- ②作業時間帯・・・午前7時～午後7時※
- ③1日の延べ作業時間・・・10時間以内
- ④同一作業場所の作業期間・・・連続6日以内
- ⑤日曜・休日の作業・・・禁止

## 3) 適用除外作業

### 適用除外項目

- ◎災害・非常事態による緊急作業・・・②③④⑤
- ◎人の生命・身体の危険防止作業・・・②③④⑤
- ◎鉄道の正常運行確保に必要な作業・・・②⑤
- ◎道路法による占用許可条件が夜間、休日指定の場合・・・②⑤
- ◎道交法による使用許可条件が夜間、休日指定の場合・・・②⑤
- ◎変電所工事で休日に行う必要がある場合・・・⑤

## 4) 規制基準を越え、周辺の環境を著しく損なう場合

- ◎騒音・振動の防止方法の改善を勧告できる。
- ◎指定建設作業の作業時間の変更を勧告できる。  
変更の勧告⇒10時間から4時間までの間

※コンクリートミキサー車によるコンクリートの搬入作業は、道交法による昼間の交通規制が行われている場合、午前7時～午後9時

## 6. 公害防止の方法

### 1) 公害防止対策

- ◎工事現場周囲にシート養生(防音シート等)をする。
- ◎防音パネル等を設置する。
- ◎解体作業等の場合は、騒音・振動防止のため高い所から解体片を落とさないようにし、散水による粉塵防止に努める。
- ◎低騒音型・低振動型・排出ガス対策型の建設機械を使用する。  
☆防音型コンプレッサー・超低騒音型バックホウ等
- ◎低騒音・低振動工法を採用する。  
☆杭打作業⇒現場造成杭・圧入工法・オーガー併用  
☆杭頭処理⇒薬液工法  
☆解体作業⇒油圧式破砕機(ニブラ等)

- ◎使用台数を最小限にする。
- ◎廃材・残土の積み出しの際は、現場周辺・路上に落とさないようにし、清掃を励行する。
- ◎建設機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検・整備に努める。
- ◎現場の車両出入口には、警備員を配置し歩行者等の安全、交通渋滞の防止に努める。
- ◎アイドリング・ストップを遵守する。

## 2) 周辺住民に対して

◎工事実施前に必ず周辺住民に対して、工事概要・作業期間・作業時間・防止対策等について十分説明をする。

◎工事現場には、住民向けに工事概要・作業日程・責任者の氏名・連絡先等を明記した掲示板を設置する。

◎現場には、工事責任者が常駐し、住民から苦情申し立てがあった場合は誠意をもって対処する。

令和6年6月発行

## 上富田町 住民課 住民・環境班

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町763番地

電話 0739-47-0550（代表） FAX 0739-47-4005

0739-34-2372（直通）

◎届出は開庁日の8時30分から17時15分まで（※閉庁日を除く）の間をお願いします。

※閉庁日・・・土、日、祝日、年末年始